



財務大臣

谷垣 禎一 殿

平成17年2月15日



5-21-12

電話 03-3354-4162

『定率減税の廃止・縮小についての意見書』

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士により組織された、国民のためによりよい税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うことを目的に活動している団体です。

さて、政府税制調査会の『平成17年度税制改正に関する答申』は、定率減税について、「当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、個人所得税の抜本的見直しまでの間の緊急避難的な特例措置として導入され…（中略）…現在の経済状況は、構造改革の進展によって民間経済の体質強化が実現されつつあり、当時と比べ、著しく好転してきている…（中略）…定率減税を継続しておく必要性は著しく減少したといえよう」として、この制度の必要性を否定しております。また、これを受け、与党（自民党・公明党）税調は、『平成17年度税制改正大綱』において、定率減税について、縮小、廃止の方向を明らかにいたしました。

しかし定率減税は、もともと平成11年度税制改正において個人所得課税及び法人課税について抜本的見直しを行うまでの恒久的な措置として、所得税及び法人税の税率引き下げと合わせて実施されたものであり、緊急避難的な特例措置ではありません。

また、「民間経済が著しく好転している」との説明も、確かに民間企業において、過去最高益を更新している企業があることは事実です。しかしそれは、企業のコスト削減努力（人件費等の削減、海外生産の促進等）によるものであり、一部の大企業を中心とした傾向です。中小零細事業者及び国民の大半を占める給与所得者は、依然として構造不況に苦しみ、失業率も高く、所得水準が回復していません。

このような状況下における、所得税及び法人税の抜本的見直しが行われなままの定率減税の縮小・廃止は、さらなる構造不況、高失業率、所得水準の低下を招き、消費意欲を減少させることは明らかです。また、定率減税縮小・廃止に伴う増税分は、基礎年金給付の国庫負担分の財源とすることも検討されているようですが、年金議論とは逆行するもので、単に経済的弱者に負担を押し付けるだけの結果となると思料いたします。

以上の理由から、当連盟は、当初の定率減税制度創設の理由である所得税及び法人税の抜本的見直しがなされ、民間経済が著しく好転したことが周知の事実となるまで、定率減税の縮小・廃止について強く反対いたします。